

## 介護職員等特定処遇改善加算

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたり改定が行われており、その都度処遇改善を繰り返して参りました。また、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定として「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいる
- ・賃上げ以上の処遇改善の取組の見える化を行っていること

「見える化要件」とは

上記の介護職員等特定処遇改善加算の算定するための必要要件はいくつかありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みの公表(ホームページ等)をすることになっております。

## 職場環境要件の掲示

見えるか要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を提示します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	資格支援制度を導入し、受講料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得推進を積極的に行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特浴、電動ベッドを導入し、介護職員の身体的負担軽減の対策を行っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	仕事と子育ての両立の一環として、企業主導型保育園を設立した。

処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種委員会の運営やマニュアル作成を実施。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館及び敷地内全面禁煙、職員休憩室の確保。
その他	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域の行事に参加し、児童や生徒、住民との交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を推奨している。